

公安委員会への公益通報（外部通報）

秋田県公安委員会では、公益通報者保護法に基づく公益通報（同法上の通報対象事実及びその他の法令違反のうち、秋田県公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。）を受け付けています。

郵便での受付

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目1番5号

秋田県公安委員会

※ 氏名、連絡先等をご記入ください。

電話での受付

018-863-1111

秋田県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

※ 受付時間は、月～金曜日（平日）8時30分から17時まで

「公安委員会への公益通報（外部通報）」とお申出ください。

電子メールでの受付

秋田県警察ホームページに設けられている「ご意見・ご要望」用の電子メールの受付窓口をご利用ください。

※ 氏名、連絡先等をご記入ください。

メール本文に【秋田県公安委員会への公益通報】とご記入ください。